

障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1 評価年度

令和 6 年度

2 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標 当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上
令和 6 年の法定雇用率 2.8%
実雇用率 2.88%

(2) 定着に関する目標 不本意な離職者を極力発生させない
・離職者はいなかった。
(参考) 定着率 100%

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に採用された障がいのある職員の令和 7 年 6 月 1 日における定着率

(3) 満足度・ワークエンゲージメントに関する目標 前年度を上回る
・前年度と同様に満足度 100% を維持した。
(満足度) 満足・やや満足 100%

※令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に採用された障がいのある職員に対してアンケート調査を実施

3 取組内容の実施状況

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備。
・障害者雇用推進者として人事課長と教育総務課長を選任した。
・担当職員が精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（埼玉労働局主催）及び障害者差別解消法説明会・D E T 研修会（埼玉県・八潮市共催）を受講した。
・障がい者就労支援センターと連携し、障がいのある職員が活躍できるための課題を共有し、共同して解決を図る体制を構築した。

（2）障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・自己申告書により人事異動や職務内容に関する希望等を聴取した。

（3）障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・必要に応じて人事課職員（保健師）が個別に面談する機会を設定した。
- ・各部署で発生する軽易な庶務的業務を集約化し、障がいのある職員が自身の能力を発揮し、活躍できる就労の場として「庁内サポートオフィス」の運営を実施した。
- ・職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わなかった。
 - (1) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - (2) 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - (3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - (4) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - (5) 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。